

## 金融経済教育推進機構ロゴマーク使用規程

〔令和七年六月二十三日〕  
規程第二十四号

(趣旨)

第一条 この規程は、金融経済教育推進機構ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(管理)

第二条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、経営戦略部経営管理課が行う。

(ロゴマーク及び仕様等)

第三条 ロゴマークは、別紙一に掲げるものとし、仕様等については、別紙二に掲げるものとする。

(使用の制限)

第四条 金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 機構から依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- 二 機構の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、機構の委託を受けていることを、ロゴマークを用いて表示する場合
- 三 機構が共催または参加する行事や、後援、協賛、協力等（以下「共催等」という。）を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、機構が共催等を行うことを、ロゴマークを用いて表示する場合
- 四 国の行政機関が実施する事業等において製作する資料・物品等に使用する場  
合
- 五 機構が公表した資料の転載等を行う際に、ロゴマークが含まれている場合
- 六 ロゴマークを使用して機構ホームページにリンクさせる場合
- 七 機構の広報活動に資することを主たる目的として使用する場合であって、経営戦略部経営管理課長（以下「経営管理課長」という。）が使用を認めた場合

(内容の制限)

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 国民の利益を害するおそれがある場合
- 二 営利を主たる目的とする場合
- 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

- 四 特定の商品やサービスの品質等を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、経営管理課長が不適切と認めた場合

(申請)

第六条 機構以外の第三者が、第四条第七号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の十日前（土・日曜日及び祝祭日を除く。）までに、ロゴマーク使用申請書（別紙様式第一号）を経営管理課長に提出しなければならない。

- 2 経営管理課長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、ロゴマーク使用承認書（別紙様式第二号）により通知するものとする。
- 3 経営管理課長は前項のロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

(使用目的等の変更)

第七条 第四条第七号の規定によりロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が、経営管理課長より認められた使用目的等を変更する場合は、変更する日の十日前（土・日曜日及び祝祭日を除く。）までに、ロゴマーク使用変更申請書（別紙様式第三号）を経営管理課長に提出しなければならない。

- 2 経営管理課長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、ロゴマーク使用変更承認書（別紙様式第四号）により通知するものとする。
- 3 経営管理課長は前項のロゴマーク使用変更承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

(遵守事項)

第八条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第六条第一項又は第七条第一項に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。
- 二 使用者は、経営管理課長の求めに応じ、使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。
- 三 使用者は、別紙二に基づき、ロゴマークの大きさの比率及び位置関係、配色を必ず守ること。

(使用の差し止め)

第九条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、経営管理課長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 この規程に違反して使用した場合
- 二 第六条第一項又は第七条第一項に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、経営管理課長が不適切と認めた場合

(使用料)

第十条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(ロゴマークに関する権限)

第十一条 ロゴマークに関する一切の権限は、機構に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第十二条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者は機構に対して遅滞なく当該事故・苦情等の概要を文書によって報告するものとし、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、機構は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第十三条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

1 この規程は、令和七年六月二十三日から施行し、同日から適用する。

①



②



③



④



⑤



⑥

